

【新】第2期北海道障がい者基本計画・改訂版（素案）案	【旧】第2期北海道障がい者基本計画	説明
<p>第2章 施策の方向と主要施策</p> <p>第2節 自立と社会参加の促進</p> <p>IV 就労支援</p> <p>《現状と課題》</p> <p>就労を希望する障がいのある人を取り巻く本道の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。</p> <p>このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。</p> <p>道内各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、福祉施設等からの一般就労の推進、多様な就労の機会確保、福祉的就労の底上げが必要です。</p> <p>《考え方》</p> <p>障がいがあっても、本人の意欲や障がい特性等に依りて、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、企業等との連携・協働を重視し、障がいのある人の就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃（賃金）水準の向上に向けた取組を促進します。</p> <p>1 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</p> <p>主要施策</p> <p>(1) 道民等の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の雇用への理解を深めるため、障がい者多数雇用事業所等に対する表彰の実施など、広く道民や企業などに向けた広報、啓発を行い、授産事業所や障がい者雇用企業等からの購買などを促進します。 <p>(2) 企業・行政の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道障がい者条例に基づく障がい者就労支援企業認証制度などにより、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、企業などの就労支援の取組を広く道民等に周知します。 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、授産事業所や障がいのある人を雇用している企業等への発注に努めます。 <p>(3) 指定法人における取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道障がい者条例に基づく指定法人において、民間ノウハウを活用した一元的な就労支援施策を推進します。 	<p>第2章 施策の方向と主要施策</p> <p>第2節 自立と社会参加の促進</p> <p>IV 就労支援</p> <p>《現状と課題》</p> <p>就労を希望する障がいのある人を取り巻く本道の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。</p> <p>このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に依りて多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。</p> <p>道内各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等の応援体制づくり、福祉的就労の底上げ、福祉施設等からの一般就労の推進、新たな職域の開拓を含む多様な就労の場の確保が必要です。</p> <p>《考え方》</p> <p>障がいがあっても、本人の意欲や障がい特性等に依りて、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、企業等との連携・協働を重視し、障がいのある人の就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上に向けた取組を促進します。</p> <p>1 道民、企業、行政等の応援体制づくり</p> <p>主要施策</p> <p>(1) 道民等の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の雇用への理解を深めるため、障がい者多数雇用事業所等に対する表彰の実施など、広く道民や企業などに向けた広報、啓発を行い、授産事業所や障がい者雇用企業等からの購買などを促進します。 <p>(2) 企業・行政の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道障がい者条例に基づく障がい者就労支援企業認証制度などにより、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、企業などの就労支援の取組を広く道民等に周知します。 「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、授産事業所や障がい者を多数雇用している企業等への発注に努めます。 <p>(3) 指定法人における取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道障がい者条例に基づく指定法人において、民間ノウハウを活用した一元的な就労支援施策を推進します。 	<p>説明</p> <p>※社会全体で応援する体制づくりについて強調</p> <p>※国の障害者基本計画に準じた文言及び記載順の変更</p> <p>※法律名に修正</p> <p>※文言整理、障がいのある人の就労支援に取り組み中小企業への対応</p>

2 一般就労の推進

主要施策

(1) 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議などにおいて、労働関係機関と、教育、保健福祉関係機関の連携の強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の雇用を促進します。

(2) 移行サポート体制の整備

- 障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関が連携し、障がいのある人の一般就労への移行を支援する体制づくりを促進します。
- 障がいのある人の職場での実習・体験の場の拡大に努めます。
- 障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間教育訓練機関等への委託訓練のほか、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加などによる知識・技能の習得及び向上を支援し、就業の促進を図ります。
- 地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。

(3) 障がい者雇用企業や職場定着への支援

- 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成制度や職場適応訓練、障害者トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知に努め、活用を促進します。

(4) 就労支援サービスの質の向上

- 道内各地でセミナーや研修会を開催し、就労系サービス事業所、特別支援学校の就労支援担当職員等の資質向上を図ります。
- 就労系サービス事業所を対象とした自己評価の制度導入を促進するとともに、就労支援に関する研修を体系化し、サービスの質の向上を図ります。

3 多様な就労の機会確保

主要施策

(1) 地域特性等を活かした就労機会の確保

- 障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障害福祉サービス事業所等における就労の場や、障がい特性を踏まえた職域の開拓など、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。
- 地域の行政、企業、経済団体、福祉団体などと連携・協力し、地域の基幹産業とタイアップした就労機会の確保に努めます。

3 一般就労の推進

主要施策

(1) 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議などにおいて、労働関係機関と、教育、保健福祉関係機関の連携の強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の雇用を促進します。

(2) 移行サポート体制の整備

- 障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関が連携し、障がいのある人の一般就労への移行を支援する体制づくりを促進します。
- 障がいのある人の職場での実習・体験の場の拡大に努めます。
- 障がいのある人の態様や企業のニーズに応じた多様な委託訓練や障害者職業能力開発校などででの職業訓練のほか、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加などによる知識・技能の習得及び向上を支援し、就業の促進を図ります。
- 道内各地でセミナーや研修会を開催し、就労系サービス事業所、特別支援学校の就労支援担当職員等の資質向上を図ります。
- 地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。

(3) 障がい者雇用企業や職場定着への支援

- 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成制度や職場適応訓練、障害者トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知に努め、活用を促進します。

4 多様な就労の場確保

主要施策

(1) 地域特性等を活かした就労機会の確保

- 障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障害福祉サービス事業所等における就労の場や、障がい特性を踏まえた職域の開拓など、障がい者の就労機会の確保に努めます。
- 地域の行政、企業、経済団体、福祉団体などと連携・協力し、地域の基幹産業とタイアップした就労機会の確保に努めます。

※国の障害者基本計画に準じた記載順の変更

※文言整理

※2(4)に移動

※制度名に変更

※2(2)から移動

※北海道就労移行支援事業所等自己評価の実施について記載

※国の障害者基本計画に準じた文言及び記載順の変更

※文言整理

- (2) 施設外就労等の就労形態の普及促進
- 施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進します。

○ 障がいのある人の農業分野における就労（農福連携）の取組など、地場産業や企業、市町村など地域における新たな業態、業種の開拓・確保に努めます。

- (3) ICT等を活かした在宅就労等の推進
- 通勤が困難な障がいのある人等に対し、ICTなどを用いた在宅就業を促進します。
 - 起業を目指す障がいのある人を支援するため、起業化の事例に関する情報の提供に努めるとともに、専門家による指導・助言を行います。
 - 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、新規開業に必要な資金を貸付けします。
また、道内に拠点を設け開業をめざす人への助成や融資を行います。

4 福祉的就労の底上げ

主要施策

- (1) 授産事業所の収益力の向上
- 授産事業所における経営力、営業力の向上や魅力ある製品づくりとサービスの質の向上などに向けた取組を促進します。
- (2) 製品等の販路拡大
- 企業が発注する業務を複数の授産事業所で共同受注するシステムの充実を図るとともに、授産製品・役員に関する情報提供や企業ニーズの収集などを行い、授産製品等の販路拡大などに向けた取組を促進します。
 - 民間企業と連携・協働し、大型商業施設等での販売機会の拡大や多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大などに向けた取組を促進します。

- (2) 施設外就労等の就労形態の普及促進
- 施設外就労（企業内就労）や授産事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進するとともに、就労継続支援A型事業への新規参入や就労継続支援B型事業等からの移行を促進します。

- (3) ICT等を活かした在宅就労等の推進
- 通勤が困難な障がいのある人等に対し、ICTなどを用いた在宅就業を促進します。
 - 起業を目指す人を支援するため、起業化の事例に関する情報の提供に努めるとともに、専門家による指導・助言を行います。
 - 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、新規開業に必要な資金を貸付けします。
また、道内に拠点を設け開業をめざす人への助成や融資を行います。

2 福祉的就労の底上げ

主要施策

- (1) 授産事業所の収益力の向上
- 授産事業所における経営力、営業力の向上や魅力ある製品づくりとサービスの質の向上などに向けた取組を促進します。
- (2) 製品等の販路拡大
- 企業が発注する業務を複数の授産事業所で共同受注するシステムの充実を図るとともに、授産製品・役員に関する情報提供や企業ニーズの収集などを行い、授産製品等の販路拡大などに向けた取組を促進します。
 - 民間企業と連携・協働し、大型商業施設等での販売機会の拡大や多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大などに向けた取組を促進します。

※文言整理

※農福連携等の取組支援について記載

※文言整理

※国の障害者基本計画に準じた記載順の変更